

UNIMA(国際人形劇連盟)会員に関する細則

第1条 日本ウニマに入会した会員は、同時に UNIMA（国際人形劇連盟）の会員となる。

第2条 UNIMA 会員は、UNIMA 規約を遵守する義務(UNIMA 規約 2b)と、規約に謳われている権利（UNIMA 規約 2a）を有するものである。

<UNIMA 規約>

2.a 会員の権利

2.a.1) すべてのウニマ会員は、次の権利を有する。

- 1) 会員証を受け取る。
- 2) 会費を全額納入している場合、ウニマ細則によりどの役職にも選ばれうる。
- 3) ウニマ会員としてのあらゆる利便(国際情報、国際交流への参加、職業上での援助、奨学金など)を受ける権利。
- 4) 評議会と総会に参加する権利。

2.b 会員の義務

2.b.1) すべてのウニマ会員には、次のことが要求される。

- 1) ウニマの目的の達成に力を注ぐこと。
- 2) ウニマ規約及び細則を遵守すること。
- 3) 各国センター、又はウニマ総会で定められた会費を納めること。

2.b.2) 名誉会員は、会費の納入を免除される。

【附則】

1. この細則は、2018年5月19日より実施する。